令和４年度第９回水巻町農業委員会総会

会議録（概要版）

第９回農業委員会総会

１．開会日時　　令和４年１２月１３日（火）　　午前１０時１０分

２．閉会日時　　令和４年１２月１３日（火）　　午前１１時１５分

３．場　　所　　水巻町役場　３階　３０２会議室

４．出席農業委員

木寺　敬一郎会長

１番　甲斐　洋子委員　　２番　森田　まゆみ委員

４番　江藤　喜美雄委員　　５番　小田　尚徳委員

６番　小田　弘二郎委員　　７番　永沼　　靖委員

８番　木原　年廣委員　　９番　入江　鎮生委員

出席推進委員

北部　　佃　一俊委員　　南部　　入江　弘委員

５．出席事務局員

事務局長　　藤田　恵二　　課長補佐　　大辻　直樹

係　　員　　入江　浩二

６．欠席委員

木原　一博副会長　　３番　嶺　　才三委員

７．会議日程

(1) 開　会

⑵ 会長挨拶

⑶ 議事録署名委員２名

４番　江藤　喜美雄委員　　５番　小田　尚徳委員

⑷ 農地法第４条申請について

⑸ 農地法第５条申請について

⑹　その他事項

ア．利用権の合意解約について

イ．現況証明願いについて

ウ．福岡県農業委員会研修大会の開催について

エ．農業委員会手帳の配布について

オ．今後の日程について

⑹ 閉会

第９回水巻町農業委員会総会

令和４年12月13日

（午前10時10分開会）

木寺会長　；　≪挨拶≫

本日は、木原副会長および嶺委員から欠席のご連絡をいただいております。

出席11名、定足数に達していますので、ただいまから、令和４年度第９回農業委員会総会を開催いたします。

議題（１）、会議録署名委員の指名について、を議題といたします。　本総会の会議録署名委員に、４番　江藤　喜美雄委員、５番　小田　尚徳委員を指名します。

議題（２）の①『農地法第４条申請について』ですが、本議題と次の、議題（３）の①『農地法第５条申請について』は関連がありますので、一括して議題としたいと思いますがご異議ありませんか。

一同　；（異議なし）

木寺会長　；ご異議ありませんので、一括して議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局　；　≪農地法第４条申請について説明≫

≪農地法第５条－①申請について説明≫

木寺会長　；それでは地元の農業委員である江藤委員から説明をお願いします。

江藤委員　；今、事務局から詳しく説明がありましたので申し上げることはないですが４条の５ページの図面で少し説明をしますと計画図の左側の道路の横に用水が通っておりますが図面を見ていただきましたらわかりますようにこの用排水はこの用水路に流入することはありません。東側の水路のほうに放流するということですので農地等に関しては影響はないと考えております。見えにくいかもしれませんが図面の上部の真ん中付近に畔（新設）と小さな文字が書いていますが、ここの部分に隣接する耕作者と協議した上で畔をついていただくことでお願いしています。それとそこの境界に今回も出ていますがＣＰ型枠ブロックが入るということで申請が出されております。先月の申請の中にもCP型枠ブロックというのがあったんですけど、よく話していましたバットレスについては、CP型枠ブロックというのは、国交省のほうで認定されたブロックで鉄筋、あるいは基礎のほうが一体化した中で施工されるというのが条件になっておりましてその場合は、バットレスは必要ないと説明を受けております。従って今回の申請につきましては、バットレスは入れないと説明を受けました。但し、水抜きタイプについては普通のブロックと同じように２㎡に一箇所設置が必要となっておりますのでその部分については認めざるを得ないということで協議をさせていただいています。以上です。

木寺会長　；ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。
ないようなので質疑を終わります。それでは、採決を行います。採決は別々に行います。
初めに議題（２）の①『農地法第４条申請について』、議案に賛成の方は、挙手をお願いします。

一同　　；(挙手)

木寺会長　；賛成全員と認めます。よって議題（２）の①『農地法第４条申請について』は、許可相当として福岡県へ進達することに決しました。
続いて、　議題（３）の①『農地法第５条申請について』、議案に賛成の方は、挙手をお願いします。

一同　　；(挙手)

木寺会長　；賛成全員と認めます。よって議題（３）の①『農地法第５条申請について』は、許可相当として福岡県へ進達することに決しました。
次に行きます議題（３）の②『農地法第５条申請について』を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局　　；　　≪農地法第５条 - ②申請について説明≫

木寺会長　；それでは地元の農業委員である木原副会長からの説明ですが、本日は、事務局が伝言をお預かりしているそうですので、事務局から、お願いします。

事務局　　；説明いたします。当農地につきましては周辺に農地はなく農業用水についても当該農地以外接続している農地もないことから営農上支障はありませんので雨水の農業用水への放流を許可しております。と、ご伝言をいただいております。以上です。

木寺会長　；ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。
ないようなので質疑を終わります。それでは、採決を行います。
議題（３）の②『農地法第５条申請について』、議案に賛成の方は、挙手をお願いします。

一同　　；(挙手)

木寺会長　；賛成全員と認めます。
よって議題（３）の②『農地法第５条申請について』は、許可相当として福岡県へ進達することに決しました。
次に行きます。
議題（３）の③『農地法第５条申請について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局　　；　　≪農地法第５条 - ③申請について説明≫

木寺会長　；それでは地元の農業委員である江藤委員から説明をお願いします。

江藤委員　；この案件につきましても、今詳しく説明がありましたので、あまり申し上げ

ることはないですが、ここの左手側の道路の所にあります用水等ですが、ご承知のように今説明がありましたが、雨排水等は全て東側に導かれております。従って近隣の農地には影響がないものと思いますのでこの案件については支障がないものと考えております。以上です。

木寺会長　；ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。
小田委員。

小田（尚）委員；7ページを見るとちょっとぶれて見えるんですけど、建物は2棟ですか。
10ページを見ると1棟しか図面がないので。私の見方が悪いんですかね。

事務局　；建物は2棟です。土地の形状によってずれたように見えるのかもしれません。
先々月か先月の総会で複数棟建つ場合は代表だけ挙げて他は省かせていただくと了解を得たので1棟のみ挙げております。

木寺会長　；よろしいでしょうか。小田委員。

小田（尚）委員；はい。

木寺会長　；その他にご意見があるかたは挙手をお願いします。
ないようなので質疑を終わります。それでは、採決を行います。
議題（3）の③『農地法第5条申請について』、議案に賛成の方は、挙手をお願いします。

一同　；(挙手)

木寺会長　；　賛成全員と認めます。
よって議題（3）の③『農地法第5条申請について』は、許可相当として福岡県へ進達することに決しました。次に行きます。
議題（3）の④『農地法第5条申請について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局　；　≪農地法第5条 - ④申請について説明≫

木寺会長　；それでは地元の農業委員である江藤委員から説明をお願いします。

江藤委員　；図面の 7 ページをお願いします。当申請の中で雨排水の関係ですけど、当初は図面でいうと南側、右側になりますが、ここに放流するという形跡があるように見えますが、ここつきましては用水も兼ねておりますのでそこは止めていただきたいと申し上げました。平面図を見ていただくと農地の末端にはなりますが、勾配の関係もありまして満足に流水ができているか不明であります。用水路の中に放流することはご遠慮いただきたいといった結果、5号地の上部のほう、東側になりますけど、こちらのほうにU字型側溝を作って雨排水を北側の水路に放流するということにしていただきました。ということで前置きが長くなりましたが南側の用水路兼排水路は流さないということで合意を致しました。報告を申し上げたいと思います。それと条件の中で図面の下側になります西側ですけど隣接する農地の部分に畦畔をついていただ

きたいとお願いしました。具体的に申しますと高さが 300 くらい法を 1 割勾配くらいにするとだいたい 60cm 程度、もう少し大きくなるかもしれませんが、そのくらいの畦畔を作っていただくと農作業が非常にやりやすいかなと思い耕作者と協議した上で条件を加えさせていただきました。以上です。

木寺会長　；ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。
ないようなので質疑を終わります。それでは、採決を行います。
議題（３）の④『農地法第５条申請について』、議案に賛成の方は、挙手をお願いします。

一同　　；(挙手)

木寺会長　；賛成全員と認めます。
よって議題（３）の④『農地法第５条申請について』は、許可相当として福岡県へ進達することに決しました。次に行きます。
議題（３）の⑤『農地法第５条申請について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局　　；　　≪農地法第 5 条 - ⑤申請について説明≫

木寺会長　；それでは地元の農業委員である木原委員から説明をお願いします。

木原委員　；今説明がありましたとおり水巻駅南の開発の一部資材置場、歩道の拡幅です。
ゆくゆくは、駐車場になるそうです。農地のほうには何の影響もありませんので問題ありません。

木寺会長　；ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。
小田委員。

小田（弘）委員；ちょっとずれた質問かもしれませんが、いつ歩道ができますか。事務局、わかりますか。今、車道に出て歩くから危なくて計画があるのかなと思いまして。

事務局　　；造成工事が来年の４月から始まって完了が 5 月となっていますので。その辺りなのかなと思います。

木寺会長　；その他意見があるかたは挙手をお願いします。
ないようなので質疑を終わります。それでは、採決を行います。
議題（３）の⑤『農地法第５条申請について』、議案に賛成の方は、挙手をお願いします。

一同　　；(挙手)

木寺会長　；賛成全員と認めます。
よって議題（３）の⑤『農地法第５条申請について』は、許可相当として福岡県へ進達することに決しました。次に行きます。
その他を議題といたします。
はじめに、「利用権の合意解約について」事務局の説明を求めます。

事務局　　；　　≪利用権の合意解約について説明≫
木寺会長　；この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。
ないようなので次に行きます。
現況証明願について、事務局の説明を求めます。
事務局　　；　　≪現況証明願について説明≫
木寺会長　；この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。
ないようなので次に行きます。
福岡県農業委員会研修大会の開催について、事務局の説明を求めます。
事務局　　；　　≪福岡県農業委員会研修大会の開催について説明≫
木寺会長　；この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。
ないようなので次に行きます。
農業委員会手帳の配布について、事務局の説明を求めます。
事務局　　；　　≪農業委員会手帳の配布について説明≫
木寺会長　：この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。
議題にはありませんが、あと１件追加があるそうです。
都市計画審議会委員の推薦について、事務局の説明を求めます。
事務局　　；　　≪水巻町都市計画審議会委員の推薦について説明≫
一同　　；はい。
事務局　　；なお、任期は２年間となっております。以上です。
木寺会長　；この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。
佃委員。
佃委員　　；さっき説明された時に質問すれば良かったんだけど、田んぼが農転されてその間に 1 枚だけ残る。そういう所は、猪熊以外にもあると思うんだけど、そうしたら擁壁をついてするのはいいけど 1 枚だけ水を張ったら全部とは言いませんけど水が宅地のほうへ抜けていく可能性もあると思うんですよね。私の見ている中では抜けている所が何カ所かあるという気がするんですよ。そういう時、１年２年は心配ないと思うけど５年、１０年経って家の敷地が陥没したとかなったら耕作している人に責任があるんだろうかとちょっと至らん心配だけど他の地区とかないんだろうか。回答はいりませんがそういう心配をしているということです。
木寺会長　；例えば事務局のほうでそういう問い合わせがあるでしょうか。
事務局　　；陥没したとかそういう話は聞いたことはありませんが、水みちが変わって造成した宅地の下のほうからチビチビと出ているという事例はあります。元々、そこに水みちがあったのかもしれませんが、造成をしたことでそこだけが目立って染み出ているという事例は確か二のほうで聞いたことはあります。大きな障害が出ているレベルではないですけど。そのくらいですかね。

佃委員　　；出ないことがいい事だと思っているので、ただ私が見てたら犬走りのコンクリの継ぎ目の所から用水が悪水路のほうに一時飛び出すような勢いで出ていたのを目撃したから 1 枚残った人に先々トラブルが起こらなければいいなと感じることがあったから、みんなが心配しなかったらそれでいいです。最後に残った１枚の人は心配だろうなとは思います。

木寺会長　；入江委員。

入江委員　；私の所は対象の田んぼが 2 枚あります。それは、昭和の時代に建てたのと平成に建てたのと。昭和に建てたのは今流行りのＬ型のは入れたりしないで砂利を入れてブロックを入れて土を数十センチのせただけだけど家が沈むより田んぼのほうが沈みます。伏流水で。雨の影響で日陰になって。色々自分で一輪車を持って行って泥をまいてもおいつけないくらいです。両農地を宅地化した所でも排水の部分的な所が下がってきます。

木寺会長　；他に意見はあるでしょうか。事務局のほうには田んぼが沈んでいるとか話はありますか。

事務局　　；特にそういった相談等はありません。

入江委員　；私の所も立屋敷にあるんですけど下がって補償問題になった時、町の対応とかあるんですか。隣接の農地だけそうなった場合、どうしようもないですよ。

木寺会長　；今後、発生するかもしれないのでその時は、どう対応するかですね。

佃委員　　；事例はあるんですよ。前、私が管理していた所を今、江藤さんにお願いしているんですよ。そこでも下水道を通して深く掘るでしょう。そうしたら下水道側がものすごく水が抜けて役場に言って止めてもらう作業をしてもらったけど、それでも止まらなかったんです。横から下に入った所に水の止め口があるんだけど、そこもジャンジャン水が抜けるんです。江藤さんが土を入れたら止まったとか言うけど、またその内に穴があくだろうと思っています。隣が役場とか公共の建物だったらいいけど個人の所で抜けていくのはちょっと気になります。

江藤委員　；今、佃さんがおっしゃったので一言申し上げます。田んぼから宅地へ出ていく水は絶対ということではありませんがやり方によっては止めることができます。私も２箇所ほど止めました。だけど出ていくほうの水を止めるということになるとかなり難しいです。出てくる水のほうが宅地の沈下とか陥没とか非常に危険ですけど、それを農地のほうで止めるというのは困難を要します。だけど、さっきも言ったように田んぼから宅地のほうに抜け出す水は、やり方によっては止めることは可能です。

木寺会長　；他に意見がありましたらどうぞ。

それでは、続けて今後の日程について事務局の説明を求めます。

事務局　　；今月の農地転用申請締め切り日は 20 日火曜日１７時１５分までとしておりま

す。
次回の総会開催は、令和５年１月１１日水曜日１０時からを予定しております。よろしくお願いいたします。

木寺会長　；この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。
それでは、全体を通して、何かご意見がありましたら、挙手をお願いします。
ないようでしたら、以上で本日の日程は、全て終了いたしました。
これをもちまして、令和４年度第９回農業委員会総会を閉会いたします。

（午前11時15分　閉会）

会議録署名人

４　番

５　番